

003G4N4G

349051

第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. 10

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受		付	
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	15	A	298

関東財務局長 殿

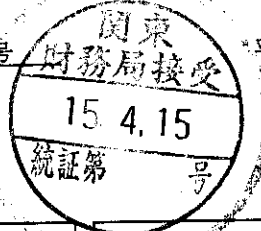
東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 小野 雄 作

報告義務発生日 平成15年3月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

平成15年4月15日 提出



第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	栗田工業株式会社	会社コード	6370	頁 / 総頁	1 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	5名
本店所在地	東京都新宿区西新宿3丁目4番7号		提出形態	※ ① 連名 ② その他	

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成			勤務先名称	
法 人	職 業			勤務先住所	
	設立年月日	1979年 10月 24日	(フリガナ)		
人	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成			代表者氏名	ギャリー・ピー・モーティル
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
電話番号			(03) 5157-2700		

発行会社の会社コード	6370
------------	------

頁 / 総頁	2 / 11
--------	--------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	テンブルトン・インベストメント・カウンセラー・エルエルシー
-------------------	-------------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	1,941,388株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券が「ト」ワソ	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 1,941,388株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	S 132,800,256株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,941,388株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	1.46%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	2.61%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 10

(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
 氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成15年3月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

平成15年4月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	栗田工業株式会社	会社コード	6370	頁 / 総 頁	3 / 11
		※ ① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌			提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿3丁目4番7号			提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏 名 又 は 名 称	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ		
フリガナ (カタカナ)			
住 所 又 は 本 店 所 在 地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1		
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧 住 所 又 は 本 店 所 在 地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	1982年10月1日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名
	代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン	代表者役職 上級副社長
事 業 内 容	投資顧問業		
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
	電 話 番 号	(03) 5157-2700	

発行会社の会社コード 6370

頁 / 総頁 4 / 11

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	2,388,936株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株		N 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	S 132,800,256株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,388,936株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	1.80%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	2.57%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 10

(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成15年3月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

平成15年4月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	栗田工業株式会社	会社コード	6370	頁 / 総 頁	5 / 11
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋			提出者及び 共同保有者の総数	5 名
証券取引所	4 福岡 5 札幌			提出形態	※ ① 連名 2 その他
本店所在地	東京都新宿区西新宿3丁目4番7号				

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワン・フランクリン・パークウェイ				
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1985年 10月 29日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	レスリー・エム・クラター	秘書役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
		電話番号	(03) 5157-2700		

発行会社の会社コード	6370
------------	------

頁 / 総頁	6 / 11
--------	--------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク
-------------------	--------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	94,600 株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証書	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券パートナー	D 株		J
株券預託証書			
株券関連預託証書	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計	M 株		N 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	S 132,800,256 株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 94,600 株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.07 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.07 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 10

(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成15年3月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

平成15年4月15日 提出

第 1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	栗田工業株式会社	会社コード	6370	頁 / 総 頁	7 / 11
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋			提 出 者 及 び	
証 券 取 引 所	4 福岡 5 札幌			共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿3丁目4番7号			提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称		フランクリン・テンブルトン・アセット・ストラテジーズ・エルエルシー			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500			
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業			勤務先住所	
	設立年月日	2001年 7月 16日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・マクゴーワン	副 社 長
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
			電話番号	(03) 5157-2700	

発行会社の会社コード	6370
------------	------

頁 / 総頁	8 / 11
--------	--------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	フランクリン・templton・アセット・ストラテジーズ・エルエルシー
-------------------	-------------------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	40,600株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株		N 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	S 132,800,256株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 40,600株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.03%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.03%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 10

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成15年3月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

平成15年4月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	栗田工業株式会社	会社コード	6370	頁 / 総頁	9 / 11
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋			提出者及び 共同保有者の総数	5名
証 券 取 引 所	4 福岡 5 札幌			提出形態	※ ① 連名 ② その他
本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿3丁目4番7号				

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ(カタカナ)		氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)		住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ)		旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)		旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業	勤務先住所			
	設立年月日	1930年 8月 27日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ジョン・ディー・ラウト	副社長補佐
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
			電話番号	(03) 5157-2700	

発行会社の会社コード 6370

頁 / 総頁 10 / 11

提出者（大量保有者）の氏名又は名称
 フィデュシヤリー・インターナショナル・インク

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	20,000株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株		N 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成15年3月31日現在)	S 132,800,256株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 20,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.02%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.02%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

発行会社の会社コード	6370
------------	------

頁 / 総頁	11 / 11
--------	---------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	テンブ・ルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー
-------------------	-------------------------------

提出者及び共同保有者の総数	5名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	テンブ・ルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー	21		41
2	フランクリン・テンブ・ルトン・インベストメント・コーポ	22		42
3	フランクリン・アト・バイ・アズ・インク	23		43
4	フランクリン・テンブ・ルトン・アセット・ストラテジーズ・エルエルシー	24		44
5	ファイブ・エンヤリー・インターナショナル・インク	25		45
6		26		46
7		27		47
8		28		48
9		29		49
10		30		50
11		31		51
12		32		52
13		33		53
14		34		54
15		35		55
16		36		56
17		37		57
18		38		58
19		39		59
20		40		60

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳（ヨ）

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	4,485,524株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券ハードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 4,485,524株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年3月31現在)	S 132,800,256株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,485,524株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	3.38%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載された株券等保有割合	5.30%

POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 14th day of January, 2003

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Gary P. Motyl

Title: President

<訳文>

委 任 状

テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適切と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年1月14日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール
社長

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 10th day of January, 2003.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: G. R. Norton

Gary R. Norton
Senior Vice President
Investor & Dealer Services

<訳文>

委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年1月10日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ

（署名）

ギャリー・アール・ノートン
上級副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Advisers, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 10th day of January, 2003.

Franklin Advisers, Inc.

By: 

Leslie M. Kratter

Secretary

<訳文>

委 任 状

フランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年1月10日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

(署 名)

レスリー・エム・クラター

秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作



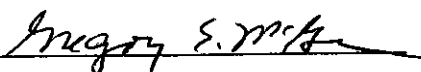
POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Asset Strategies, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 13th day of January, 2003.

Franklin Templeton Asset Strategies, LLC

By: _____



Gregory E. McGowan
Vice President

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプレトン・アセット・ストラテジーズ・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年1月13日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・アセット・ストラテジーズ・エルエルシー

(署 名)

グレゴリー・マクゴワン

副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

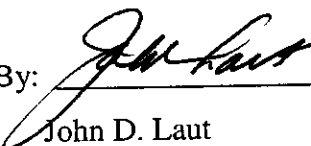


POWER OF ATTORNEY

Fiduciary International, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 13th day of January, 2003.

Fiduciary International, Inc.

By: 

John D. Laut
Assistant Vice President

<訳文>

委 任 状

フィデュシャリー・インターナショナル・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年1月13日本委任状に適式に署名する。

フィデュシャリー・インターナショナル・インク

(署 名)

ジョン・ディー・ラウト

副社長補佐

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

